

令和元年7月21日執行予定  
妙高市議会議員一般選挙

# 指定病院等における 不在者投票事務取扱要領

妙高市選挙管理委員会

## 目 次

### I はじめに

1 不在者投票とは	・・・ 1
2 指定病院等とは	・・・ 1
3 指定病院等で不在者投票をすることができる人とは	・・・ 1
4 不在者投票管理者とは	・・・ 1
5 留意していただくこと	・・・ 2
6 今回行われる選挙は	・・・ 2

### II 事務処理について

1 事前の周知	・・・ 3
2 投票用紙等の請求	・・・ 3
3 投票用紙等の交付	・・・ 4
4 不在者投票ができる期間及び時間	・・・ 4
5 投票記載場所の設備	・・・ 5
6 立会人	・・・ 6
7 不在者投票の方法	・・・ 7
・不在者投票外封筒（記載例）	・・・ 10
8 特殊な投票や手続	・・・ 11
9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成	・・・ 11
10 使用する様式例	
・不在者投票用紙等代理請求依頼書（記載例）	・・・ 13
・不在者投票用紙等代理請求書（記載例）	・・・ 14
11 不在者投票に要した経費の請求	・・・ 15
・請求書（記載例）	・・・ 16

### III 資料

○「指定病院等」における不在者投票事務の質疑応答集	・・・ 18
○指定病院等における不在者投票のフロー等	・・・ 23

問い合わせ

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市選挙管理委員会 担当 阿部・市川

TEL 0255(74)0070 FAX 0255(72)9841

# はじめに

## 1 不在者投票制度とは

不在者投票の制度は、選挙（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、投票日の前にあらかじめ投票することを認めるものであり、一般投票の例外的な制度です。

## 2 指定病院等とは

県選挙管理委員会が不在者投票のできる施設として指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設国立保養所、労災リハビリテーション作業所、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいいます。

## 3 指定病院等で不在者投票をすることができる人とは

妙高市の選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

所 在 区 分	区域内の指定病院等 に入院中・入所中	区域外の指定病院等 に入院中・入所中
歩行可能な人 (外出可能)	できない。	できる。
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる。	できる。

(注1) 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の名簿登録地と指定病院等の所在地が、投票区の区域と同じであるか不明な時には、妙高市選挙管理委員会へお問い合わせください。

(注2) 病人の付添い人や看護師等は指定病院等で不在者投票はできません。

(注3) 「歩行が困難」とは、選挙（投票日）の当日に歩行が困難と見込まれればよいのであって、不在者投票の当日現に歩行が困難でなくとも差し支えありません。

(注4) 刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に収容中の人は、歩行が困難かどうかに関わらず、選挙の当日収容されていると見込まれれば、その施設において不在者投票をすることができます。

## 4 不在者投票管理者とは

指定病院等に入院・入所中の選挙人の不在者投票については、その指定病院等の長が不在者投票管理者となります。しかし、指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。

このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき者（指定病院における職務を代理すべき者は、医師（又は歯科医師）に限られます。）が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（1ページの3参照）に当たるかどうかを認定の上、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の妙高市選挙管理委員会の委員長（以下「妙高市選挙管理委員会委員長」という。）に対して投票用紙等を請求すること
- (2) (1)の妙高市選挙管理委員会委員長から交付された投票用紙等を選挙人に渡すこと
- (3) 不在者投票記載場所の設備（5ページの5参照）を整備すること
- (4) 投票の立会人（1人以上）を選び、投票に立ち合わせること
- (5) 投票させる際に、選挙人に渡した投票用紙等にすでに候補者名等が書きこまれていないかどうか、汚損又は破損はないか等について点検した後、投票させること
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること（代理投票については8ページの(1)オ参照）
- (7) 投票の終わった投票用紙等を妙高市選挙管理委員会委員長に送致又は郵送等すること

## 5 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、指定病院等の不在者投票管理者になられるかたは、本来の業務のほかこの仕事をしていただくわけですが、「選挙は民主主義の基本をなすものである。」ことを十分ご認識いただき、選挙事務が公正に執行されるようご協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由、公正、平等を心掛け、投票の秘密保持を期すとともに、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えたりしないようにしてください。

## 6 今回行われる選挙（投票）は

妙高市議会議員一般選挙（以下「市議会議員選挙」という。）の投票です。なお、参議院議員通常選挙（以下「参議院議員選挙」という。）の執行が公示された場合は、不在者投票ができる期間が重なる期間のみ同一日に不在者投票を行うことができます。

- (1) 告示日（市議会議員選挙） 7月14日（日）
- (2) 選挙期日（投票日） 7月21日（日）
- (3) 投票方法及び投票用紙等の色の区別等（不在者投票用外封筒の地色及び印字色）

	市議会議員選挙
投票方法	候補者名を記載する
投票用紙の色	オレンジ色
印字の色	黒色

※参議院議員選挙とは投票方法や投票用紙等の色が異なりますので注意してください。

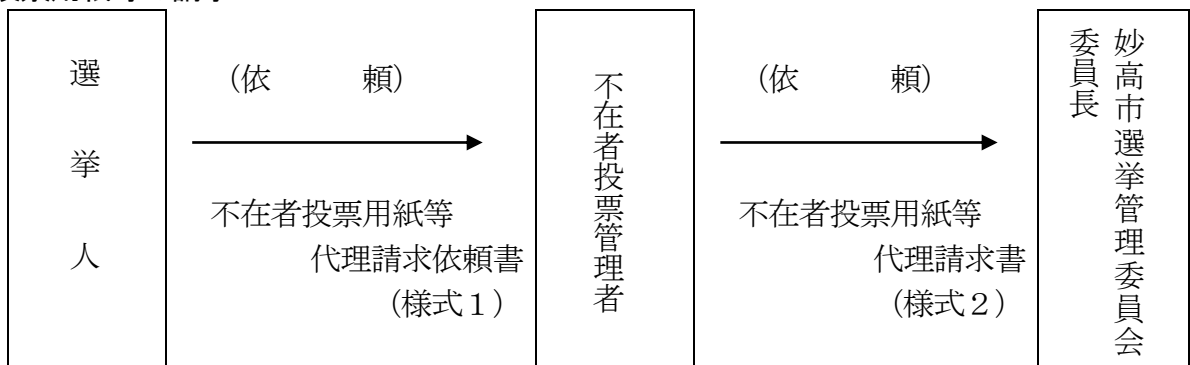
## II 事務処理について

### 1 事前の周知

事前に次のようなポスターを掲示して選挙人に周知することが適当です。

<p>なお、右記の投票日以外でも申出により投票することはできますが、事務の処理上、できる限り右記の日時に投票されるようご協力ください。</p> <p>また、投票記載所内には候補者の氏名を掲示することができないこととなっているため、投票記載所にはあらかじめ候補者の氏名を確認の上おいでくださるようお願いいたします。</p> <p>〇〇病院長      〇      〇      △      △</p>	<p>一 投票日時</p> <p>七月 日 ( )</p> <p>午前 時～午後 時</p> <p>二 場 所 (投票記載所)</p> <p>第 病棟第 会議室</p>	<p>(例) ※妙高市議会議員一般選挙のみ行う場合</p> <p>お知らせ</p> <p>当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の患者の申出により、当病院内で不在者投票ができることになっています。</p> <p>つきましては、来る七月二十一日(日)に執行されます「妙高市議会議員一般選挙」の不在者投票を次により行いますので、当病院で不在者投票を希望される入院患者の方は事務局まで申し出ください。</p>
---	--	---

### 2 投票用紙等の請求



- (1) 投票用紙等の請求は、選挙期日の前日（7月20日）まででき、選挙期日の告示の日（7月14日）前においても行うことができます。ただし、請求いただいても投票用紙等を交付するのは、告示日の翌日以後になります。
- (2) 指定病院等の長が選挙人に代わって請求する場合には、選挙人から「不在者投票用紙等代理請求依頼書（13ページ参照）」を記載してもらい、これを保存しておいてください。なお、手が不自由な人や自書できない状態の人等については、代理人による記載もやむを得ませんが、できるだけ本人に記載させてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由に該当すると認めた場合には、「不在者投票用紙等代理請求書（14ページ参照）」に必要事項を記入の上、妙高市選挙管理委員会委員長に対して直接又は郵便等で請求してください。なお、選挙人が投票を点字で行う場合には、「不在者投票用紙等代理請求書」の備考欄に「点字」と記載してください。
- (4) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(5) 指定病院等の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、「不在者投票請求書（兼宣誓書）」により、妙高市選挙管理委員会委員長に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

### 3 投票用紙等の交付

前項2（3）の方法で請求しますと、妙高市選挙管理委員会委員長から、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵送されます。

- |                          |
|--------------------------|
| ① 投票用紙（オレンジ色用紙・黒色文字）     |
| ② 不在者投票用封筒（外封筒及び内封筒の2種類） |

不在者投票管理者は投票用紙等受け取ったら、原則として直ちに選挙人にこれを渡さなければなりません。

しかし、投票用紙等を事前に選挙人に交付した場合、紛失してしまったり、投票記載所以外の場所で候補者の氏名を記載されたりするおそれがあるときは、選挙人の同意を得た上で、不在者投票管理者が厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載所で交付することもやむを得ません。

《選挙人が自ら請求した場合は、投票用紙等のほかに「不在者投票証明書在中封筒」（封印されたもの）が同時に交付されますが、選挙人はこの封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、それを誤って開封したか否かを問わず、不在者投票管理者は当該選挙人の投票を拒否しなければなりません。》

投票用紙等を渡す際には、必ず送付通知書に記載された氏名と「不在者投票用紙等代理請求依頼書」の氏名とを照合し、確認した上で、渡し間違いのないように注意してください。

なお、告示日（7月14日）前でも投票用紙等の請求はできますが、投票用紙等が交付されるのは告示日の翌日（7月15日）以後となります。

### 4 不在者投票ができる期間及び時間

選挙期日の告示日の翌日（7月15日）から選挙期日（投票日）の前日（7月20日）までの、毎日午前8時30分から午後5時までです。

なお、指定病院等における不在者投票日をあらかじめ定めて統一して投票を行わせる場合は、投票済みの投票用紙等が投票日の前日（7月20日）までに妙高市選挙管理委員会委員長に届くような日を設定してください。

また、統一した日における投票が終了しても、不在者投票期間内（投票日の前日まで）であれば不在者投票は可能であり、請求があれば不在者投票をさせなければならないことに留意してください。

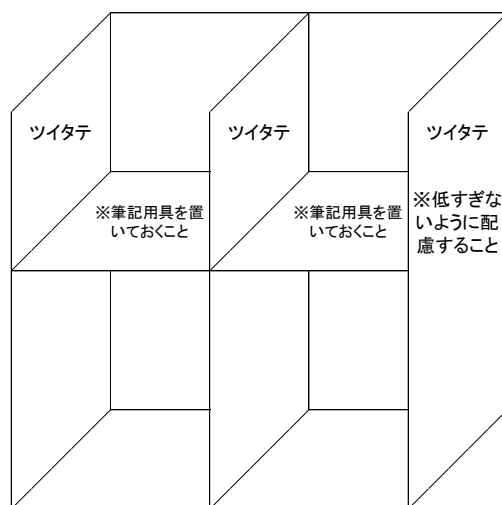
## 5 投票記載場所の設備

指定病院等の施設内に、不在者投票管理者の管理のもとにおいて、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当な設備を整備しなければなりません。

なお、投票記載場所に候補者の氏名等が記載されたポスター等の文書を掲示することはできません。このようなポスター等の文書があるときは、撤去してください。

また、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドで投票ができます。

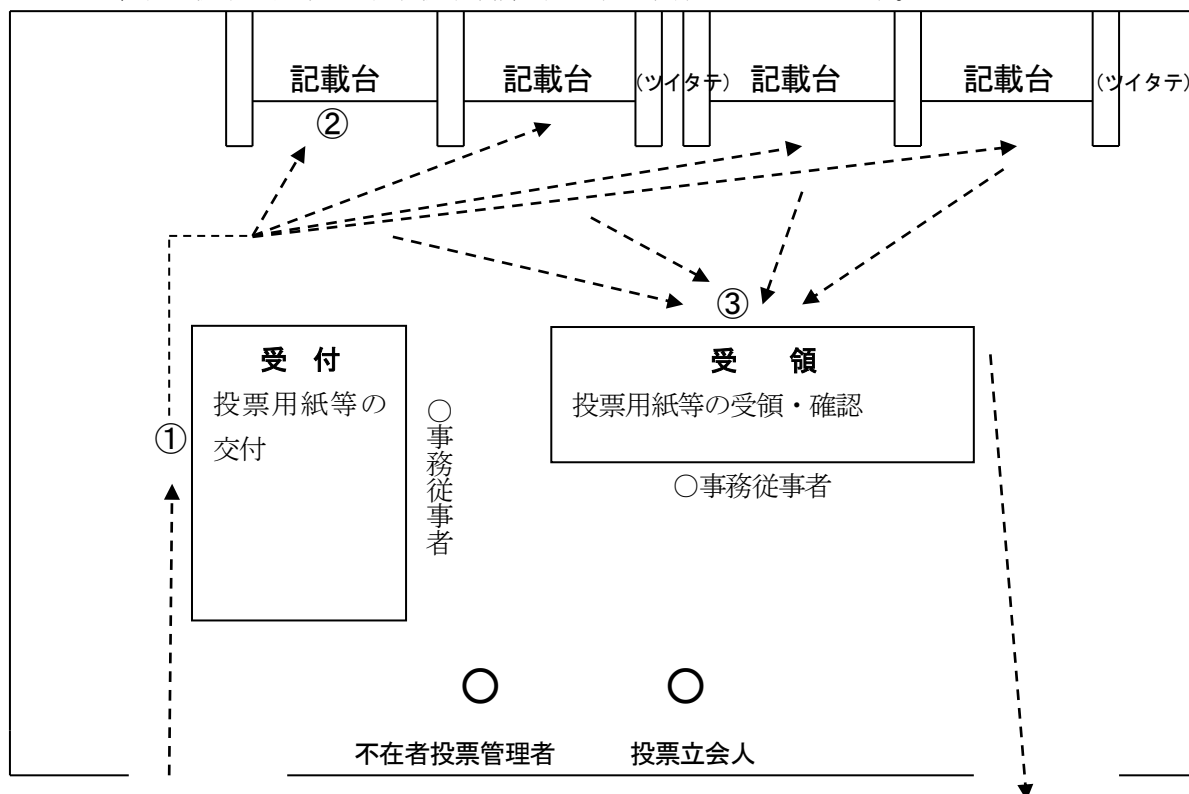
〈設備例〉



(注) 投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者への投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

## <不在者投票を行う場所の配置例>

※この配置例は投票用紙等を不在者投票場所で交付する場合を想定しています。



この配置例では、まず始めに①で事務従事者は選挙人の受付（確認）を行い投票用紙等を交付し、②で選挙人は投票用紙等を記載し、③で事務従事者は選挙人から外封筒の記載誤り等がないかの確認と受領を行うものです。

ただし、参議院議員選挙の不在者投票も同日に行う場合には、投票用紙の種類が増えるため交付誤りを防止する必要があります。そのためには、なるべく投票用紙等の交付や受領を選挙ごとに各々行うのが望ましいですが、不在者投票のために使用する部屋のスペースの都合上、配置できない場合や配置できたとしても狭隘となるために、投票記載台と事務従事者等の席が近接してしまい投票の秘密の保持の観点から問題がある場合又は部屋の中における選挙人の移動に支障がでるような場合などは投票用紙等の交付等は1か所で行うこともやむを得ません。

その際は、投票用紙等を取り間違えることが絶対に無いように十分注意してください。

## 6 立会人

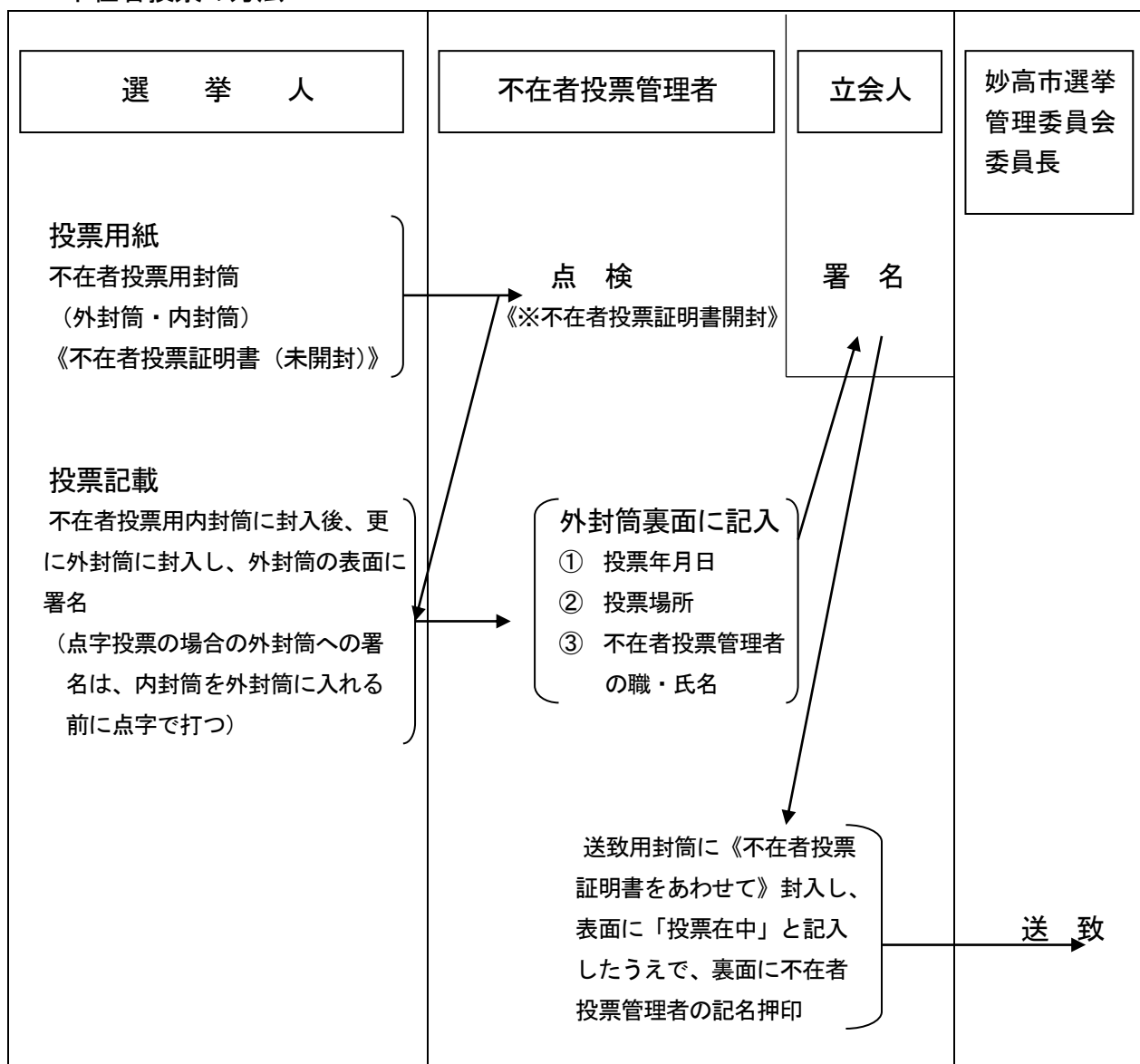
不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人がいない状況で行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会いがなければなりません。また、不在者投票管理者やその事務を補助する者は、立会人又は代理投票における補助者とは兼ねることはできません。

例えば、立会人が選挙人に記載済みの投票用紙の封入の仕方を指示説明したり、投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取ったりすることは、立会人が不在者投票事務を行う者を兼ねたことになり許されないものです。

なお、立会人は選挙権（当該選挙の選挙権に限らない。）を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。（妙高市外のかたでも可）



## 7 不在者投票の方法



※《不在者投票証明書》は、本人自ら妙高市選挙管理委員会委員長に対し投票用紙等を請求し、交付された場合です。

### (1) 不在者投票の手続

#### ア 立会人等の確認

立会人が立ち会っているか、候補者の氏名等が記載された文書やポスター等が掲示されていないか確認してください。

#### イ 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする者が、投票用紙等を請求した選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人自ら投票用紙等を請求した者については、不在者投票証明書に記載された氏名及び生年月日を口述させる等の方法で確認してください。》

#### ウ 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、投票用紙等について、正規のものかどうか、汚損や破損がないかどうか、すでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人自ら投票用紙等を請求した者については、投票用紙等のほかに不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

## エ 投票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、次のように行ってください。

- ① 選挙人から投票用紙に候補者の氏名を記載してもらう
- ② 次に記載した投票用紙を内封筒（茶封筒）に入れて封をさせる
- ③ さらにこの内封筒を外封筒（オレンジ色封筒）に入れて封をさせる
- ④ その後、外封筒の表面（「投票者」と書いてある下）に必ず署名させて提出させる（10ページ参照）

なお、点字投票の申出があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。

（注意）不在者投票用外封筒の表面の署名は、次の代理投票の場合を除くほか、選挙人に必ず自書させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したり他人が代わって記載したりしないようにしてください。

なお、署名の下に押印するなど、印をもって不在者投票用外封筒を封かんする必要はありません。

## オ 代理投票

選挙人が身体の故障その他の事由のより自書できないときは、不在者投票管理者に申請して代理投票をさせることができます。この場合の申請は、口頭でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることとなります。

- ① 立会人の意見を聞いて、事務従事者から補助者2人を定める。

※不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできません。補助者には、不在者投票管理者及び立会人とは別の人で、事務従事者から2人を選んでください。

### 【代理投票の補助者となり得る者の資格について】

公職選挙法の改正により、補助者となり得る者が、不在者投票記載場所において投票に係る投票所の事務に従事する者に限定されましたので、下記の点に留意願います。

- ・投票管理者に、代理投票をする選挙人に付き添うことを認められた家族であっても、投票の記載をする場所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続きには関与することはできません。
- ・代理投票の補助者が選挙人本人の意思確認をするに当たっては、選挙人の状況に応じて適切に対応し、その意思確認に十分努力するようにして下さい。

- ② 補助者2人のうち、1人を立ち会わせて上で、他の補助者1人に投票記載場所で選挙人の指示にしたがって投票の記載をさせる。

- ③ 補助者に、記載した候補者の氏名等を選挙人に示させた上、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせる。

- ④ その補助者に、不在者投票用外封筒の表面に（「投票者」と書いてある下）に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させる。

なお、選挙人に代理投票の理由がないと認めるときは、立会人の意見を聴いた上で拒否することになります。

また、代理投票の場合は、必ず次の代理投票調書を作成し、投票用紙等と一緒に妙高市選挙管理委員会委員長に送致してください。

### 様式3

#### 不在者投票の代理投票調書

代理投票をした 選挙人の氏名	補 助 者		代理投票の事由
	氏 名	氏 名	

#### (2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日と場所を記載し、②不在者投票管理者の職名と氏名を記入した上、③投票に立ち会った立会人に署名をさせてください（10ページ参照）。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印等を使用してはいけません。立会人の氏名は必ず署名させてください。

そして、この不在者投票用外封筒を《選挙人自らが、請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」の表示を朱書きで明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちに選挙人名簿登録地の妙高市選挙管理委員会委員長に送致又は郵送（速達）してください。

外封筒の記載例

(裏)

投票年月日 令和元年七月 十六 日

投票場所 市役所病院

不在者投票管理者 病院長 妙高 乙夫

立会人 新井 丙次

立会人が必ず署名する(ゴム印は使用できません)

不在者投票管理者が記載する(ゴム印でもよい)

(表)

令和元年7月執行  
妙高市議会議員一般選挙  
**不在者投票**  
(外封筒)

新潟県妙高市選挙管理委員会印

投票者 選挙 甲介

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。

(選挙管理委員会処理欄)

投票区	名簿抄本 整理番号	性別
		男・女

投票者が署名する(ゴム印は使用できません)

選管が記入する

## 8 特殊な投票や手続

不在者投票の事務処理については、今まで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票や手続があります。これらのことの詳細については、妙高市選挙管理委員会におたずねください。

### (1) 郵便等による不在者投票制度

身体に重度の障害を有する選挙人の場合、一定の条件のもとで、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により投票用紙等の交付を妙高市選挙管理委員会委員長に請求し、現在居住する場所で投票を記載した後、選挙人が妙高市選挙管理委員会委員長に対して郵便等により送付する制度です。

郵便等による不在者投票を行うことができるのは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受けている選挙人の中で、障害が一定の程度に該当し、あらかじめ妙高市選挙管理委員会から、郵便等投票証明書の交付を受けている人のみです。

この場合、投票を記載する場所に制限がないことから、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院等の長が不在者投票管理者となって行う不在者投票ではありませんので、注意してください。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等によらず、一般の指定病院等での不在者投票を行うことも可能であり、この場合は指定病院等の長が不在者投票管理者となります。

### (2) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することはできますが、代理投票を拒否された選挙人に異議があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に投票の記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて提出させることとなります。

## 9 不在者投票実施記録簿及び発送簿の作成

不在者投票を実施したら、次の記録を作成の上、保存してください。

なお、様式は指定しませんので、適宜作成してください。

### (1) 「不在者投票実施記録簿」

- ① 選挙の種類
- ② 不在者投票の実施年月日、時間
- ③ 実施場所
- ④ 不在者投票管理者（代理人）の職、氏名
- ⑤ 事務補助者の職、氏名
- ⑥ 立会人の住所、氏名
- ⑦ 投票した選挙人の住所、氏名
- ⑧ 代理投票をしたときは、
  - ・代理投票をした選挙人の氏名
  - ・補助者の氏名（代理記載人の氏名、立ち会った者の氏名）
- ⑨ その他必要事項

(2) 「不在者投票発送簿」

送致先（郵送先）ごとに、次の事項を記載してください。

- ① 送致先（郵送先）
- ② 送致日（発送日）
- ③ 投票者氏名
- ④ 数量
- ⑤ その他必要事項

10 使用する様式例

記 載 例

様式1

令和元年 7月10日

市役所病院長 (病院長、老人ホームの長、刑務所長等)

妙高 乙夫 様

依頼者 (下記のとおり)

**不在者投票用紙等代理請求依頼書**

私 (達) は、令和元年7月21日執行予定の 妙高市議会議員一般選挙 の投票を  
 当 市役所病院 で行いたいので、投票用紙及び不在者投票封筒の  
 交付請求をしてくださるようお願いします。

記

選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名	印	生年月日	備考
妙高市〇〇町△△番××号	選挙 甲介	(選挙)	明治 大正 昭和 平成 〇. 〇. 〇	点字
妙高市大字〇〇△△番地×	不在者 太郎	(不在)	明治 大正 昭和 平成 〇. 〇. 〇	代理記入者 甲山花子

- 備考 1 点字によって投票しようとする選挙人は、備考欄に「点字」と記載してください。  
 2 やむを得ず選挙人に代わって代理記載する場合は、備考欄に「代理記入者〇〇」と記載してください。

記 載 例

様式2

令和元年 7月12日

妙高市選挙管理委員会委員長 様

住 所 妙高市栄町5番1号  
市役所病院長 妙高 乙夫



必ず押印して  
ください

**不在者投票用紙等代理請求書**

下記の選挙人は、令和元年7月21日執行の 妙高市議会議員一般選挙 の当日、  
当 市役所病院 にあるため、当 市役所病院 において投票する  
見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用する第50  
条第4項）の規定による依頼があったので、下記の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者  
投票用封筒の交付を請求します。

記

選挙人名簿に記載 されている住所	選挙人氏名	生年月日	備 考
妙高市〇〇町△△番××号	選挙 甲介	明治 大正 昭和 平成 〇. 〇. 〇	点字
妙高市大字〇〇△△番地×	不在者 太郎	明治 大正 昭和 平成 〇. 〇. 〇	

備考 1 選挙人から「点字投票」の申立てがあった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。



## 11 不在者投票に要した経費の請求

不在者投票に要した経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,050円）は、請求書（16ページ参照）に投票内訳書又は「不在者投票用紙等代理請求書」の写しを添付して、8月5日（月）までに妙高市選挙管理委員会に直接又は郵便等により提出してください。

### 〈請求書を作成する際の注意事項〉

請求書名は、経費等の請求権限のある者としてください。

必ずしも不在者投票管理者が請求者となるわけではありません。

なお、請求者名義以外の口座に振り込みを希望する場合は、請求者から不在者投票経費の受領権限を委任されたことを証明する「委任状（17ページ参照）」を作成し、請求書に添付してください。

### 〈経費の支払〉

「妙高市会計管理者」の名義で指定口座に振込みますので、経理担当者はその旨をご連絡いただき遺漏なきように対応願います。

記 載 例

様式4

請 求 書

日付は記入しない

令和元年 月 日

新潟県妙高市長 様

不在者投票施設名 市役所病院  
 所在地 妙高市栄町5番1号  
 法人名 医療法人 市役所会  
 請求者の職・氏名 理事長 市役所 花美  
(経費等の請求権限を有する者を記入)



令和元年7月21日執行の 妙高市議会議員一般選挙 について、当施設において  
 行われた不在者投票経費を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額            ¥ 1,050 円
- 2 内 容                別紙のとおり (1人 1,050円        1人分)
- 3 口座振替の内容

金融機関名	□□	<small>銀行・信用金庫・信用組合・農協</small>	××	<small>本店・支店・支所・出張所</small>
口座番号	普通・当座・別段	0 1 2 3 4 5 6		
ふりがな	しやくしよびょういん			
口座名義	市役所病院			
住 所	妙高市栄町5番1号			
電話番号	025-123-4567			

事務担当者	経理 太郎		
所属部署名	**課経理係	連絡先	025-123-4567

(注) 1 口座名義が請求者以外の場合は、委任状を添付してください。  
 2 請求金額の訂正は行わないでください。  
 3 請求者の印は必ず代表者の印を押印してください。

記 載 例

様式 (内訳)

選挙人氏名	選挙人名簿に記載 されている住所	投票用紙 請求年月日	投票送致 年月日	備 考
選挙 甲介	妙高市〇〇町△△番××号	令和元年〇月〇日	令和元年〇月〇日	
不在者 太郎	妙高市大字〇〇△△番地×	令和元年〇月〇日	令和元年〇月〇日	棄権

(注) この内訳の代わりに、「不在者投票用紙等代理請求書 (14ページ参照)」の写しを添付しても差し支えありません。ただし、その場合は当該代理請求書の「備考」欄に必ず「投票送致年月日」を記載してください。

また、その際に投票用紙等を請求したが、都合により投票しなかった者がいる場合はその者の備考欄に「棄権」と表示してください。

様式 (委任状)

## 委 任 状

令和元年7月21日執行の 妙高市議会議員一般選挙 についての  
不在者投票経費の受領について下記の者に委任します。

記

受任者名

令和元年 7月22日

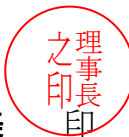
**市役所病院長 妙高 乙夫**

請求者名

医療法人市役所会理事長 市役所花美



之病院長印



之理事長印

### Ⅲ 資 料

#### ○指定病院等における不在者投票事務の質疑応答集

Q 入院中の患者が、病院内で不在者投票ができるのはどのような場合ですか。

A その病院が不在者投票のできる施設として県選挙管理委員会から指定されており、入院中の患者が疾病等のため歩行が困難であれば、その病院内で不在者投票ができます。

また、入院中の患者が歩行可能（外出可能）な場合であっても、病院が入院患者の本来行くべき投票区（投票所のエリア）の区域外にあれば、病院内で不在者投票ができます。これ以外の場合は、その病院では不在者投票ができず、市役所において不在者投票を行うことになります。

Q 不在者投票のできる施設としての指定基準は何ですか。

A 概ね50人以上の患者を収容できるベットを備えた病院（医療法上の病院）であること、又は、収容人員が50人以上の老人ホーム等であることですが、指定基準の収容人員等を下回る場合であっても、不在者投票及び病院等の適正な管理執行が確保できる場合には、指定をします。

Q すでに指定されている病院（以下「本院」という。）に分院ができた場合、分院に入院中の患者にも不在者投票をさせることができますか。

A 本院に分院ができた場合は、本院とは別個の病院として取り扱われ、その分院も新しく指定を受ける必要があります。

この場合の指定基準も前の回答のとおりとなっておりますが、この分院が本院と渡り廊下でつながっていて、本院の院長が管理するような場合については、指定基準が緩和されて取り扱われます。

Q 選挙ごとに指定を受ける必要がありますか。

A 不在者投票のできる施設として一度指定を受ければよく、選挙のたびに指定を受ける必要はありません。

なお、施設の名称や住所が変わった場合には、県選挙管理委員会に直ちに異動届を提出してください。

Q 投票用紙や不在者投票用封筒を入手するにはどうすればよいのですか。

A 選挙人自らが妙高市選挙管理委員会に対して、投票用紙や不在者投票用封筒（以下投票用紙等という。）を請求する方法と、病院長等を通じて代理請求してもらう方法があります。

自ら投票用紙等の請求を行う場合には、「不在者投票請求書（兼宣誓書）」に必要事項を記載し、これを妙高市選挙管理委員会に提出して、投票用紙等と不在者投票証明書が入った封筒を交付してもらうことになります。

Q 入院患者の付添人は、病院内で不在者投票ができますか。

A 病院内で不在者投票できるのは入院している人に限られますので、付添人は病院内で不在者投票はできません。妙高市選挙管理委員会又は現に滞在している場所にある市町村選挙管理委員会で行うこととなります。

Q 入院・入所中の者の投票意思の確認は、各室を廻って一人ひとりに行わなければならないのですか。

A 入院患者・入所者全員に対して意思の確認ができる方法であれば、各室を廻る方法のほか、掲示板等に選挙期日と不在者投票を行う場合の申出方法を掲示する等の方法（3ページ参照）によっても差し支えありません。

Q 新聞（市報やお知らせ版を含む。）やテレビ等で選挙期日を知った場合、選挙人からの依頼がなくとも投票用紙等をあらかじめ一括請求しておいてもよいですか。

A 選挙人からの依頼がない場合は請求できません。

Q ファクシミリで投票用紙等を請求することはできますか。

A 投票用紙等の請求は「直接又は郵便等」によることとされており、ファクシミリはこれに該当しないのでできません。

Q 不在者投票用紙等代理請求依頼書の様式が氏名等を連記する様式になっているが、個人情報保護の観点から問題があると判断した場合は、選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求書を提出してもらうことでよいですか。

A 選挙人ごとに不在者投票用紙等代理請求依頼書を提出してもらうことで構いません。

Q 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、拒否してもよいですか。

A 投票は法律上の権利であり、代理請求を断ることはできません。  
大切な1票ですから、できるだけ不在者投票が可能となるよう配慮願います。

Q 投票日の直前に入院患者から代理請求の依頼があった場合、本人の家族の者に院長の補助者として選挙管理委員会に請求に行かせてもよいですか。

A できるだけ病院の方が選挙管理委員会に来るようにしてください。  
ただし、どうしても病院で対応できない場合には、病院長名の「病院長の補助者として請求させる旨の文書」を携帯させることにより、家族に請求に行かせることもやむを得ません。

Q 投票済みの投票用紙等を選挙人の家族が送致してもよいですか。

A その病院の職員以外の方が送致事務に携えることはできません。

Q 「不在者投票用紙等代理請求依頼書」に、選挙人の印はどうしても必要ですか。

A 法律上の要件ではありませんが、本人から請求があったことを証明する重要なものであり、押印（拇印でも可）を求めることを原則としてください。  
なお、それも不可能な場合は署名のみでもやむを得ません。

Q 「不在者投票用紙等代理請求依頼書」はいつまで保管しておけばよいですか。

A 不在者投票経費が入金されるまで保管しておいてください。  
ただし、選挙に係る訴訟が提起された場合には、妙高市選挙管理委員会が連絡する期間保管しておいてください。

Q 氏名掲示を壁などに貼ってもよいですか。

A 氏名掲示は法律に規定がないため掲示することはできません。各施設により事情が異なり、体制等の問題もあって現在のところ規定がないものと考えられます。

過去に、投票日当日投票所における氏名掲示の文字の誤り、ふりがなの誤り、脱落等により選挙が無効（やり直し）となった事例があります。また、掲示内容に誤りがなかったとしても、各施設の不在者投票場所では氏名掲示の順序についての規定もありません。万が一誤った方法で掲示した場合、選挙全体が無効となる可能性がありますので、絶対に掲示しないでください。

Q 入院患者から候補者名を知りたいとの要望がありますが、どうすればよいのですか。

A 妙高市選挙管理委員会のホームページに掲載される選挙公報又は立候補届出の告示をご活用ください。

これらを不在者投票管理者の責任により、何日現在の状況と断った上で、あくまで参考として、また、特定候補者等にしが付けられないように常時監視できる場合に限り、投票所外において見せることは差し支えありません。

なお、選挙人からの要望が強い場合には、投票所内において見せることもあるいはやむを得ないものと考えられますが、氏名掲示と同様に法律に規定がないものであり、細心の注意が必要となります。

この場合は、立会人等のほかに監視のための人員を配置して巡回を行う等、常時監視を厳しく行う必要があります。

特に、記載台に置いたりすることは、選挙無効の原因となりますので、絶対にしてはいけません。一般の投票所における事例で、投票記載台に紙片が放置されていて、これが管理者の落ち度として選挙無効が宣告されたものがあります。

Q 不在者投票を行わせる日を指定しても差し支えありませんか。

A 差し支えありませんが、指定した日以外の不在者投票を認めないこととすると問題となります。選挙期日の前日までという不在者投票期間内においては投票の申し出を拒否することはできません。

Q 不在者投票を行わせる日を指定する場合、いつ頃が適当ですか。

A 不在者投票は投票日の前日まですることはできますが、投票済みの投票用紙等は、投票日当日の投票所が閉じる時刻までに届く必要があります。このため、実務上、郵送時間等も考慮して、投票日の前日の午前中には妙高市選挙管理委員会に投票用紙等が届くような日を設定することが適当です。

Q 代理請求において選挙人が、(選挙人が持参した) 候補者の氏名等を掲載した新聞記事等を指さして候補者等を指定する場合には、投票させてよいですか。

A 指さすことが本人の意思によるものと認められるのであれば、投票させることができます。

Q 甲病院に入院している時に投票用紙等の交付を受けた患者が、その後、乙病院に移った場合、甲病院で交付された投票用紙等を使用して、乙病院で不在者投票ができますか。

A できません。

なお、その患者が、病院を通じないで自ら投票用紙等の交付を請求した場合には、乙病院でも不在者投票をすることができますが、患者が自分の投票区の区域外の病院に入院中であることを理由に投票用紙等の交付を受けていて、乙病院が投票区の区域内にある場合は、乙病院では不在者投票はできません。

このような場合は妙高市選挙管理委員会に問い合わせてください。

Q 投票用紙等の代理請求後、当該選挙人が退院した場合、どのように対応すればよいのですか。

A 投票用紙等が到着していない場合は、その旨を妙高市選挙管理委員会に連絡して指示を仰いでください。既に投票用紙等が到着している場合は、経緯を書いた文書を添付して直ちに妙高市選挙管理委員会に返送してください。この場合、当該選挙人に対しては投票日当日に投票所に行けば投票できる旨を伝えてください。

なお、投票日直前に不在者投票せずに退院するような場合には、投票用紙等を渡して、これと引き換えに当日投票ができる旨を伝えてください。

Q 投票箱は設置する必要はありますか。

A 設置する必要はありませんが、不在者投票は大切に保管してください。

Q 不在者投票管理者は、常に投票記載場所にいなければなりませんか。

A 不在者投票管理者の管理権が及ぶのであれば、必ずしも投票記載場所にいる必要はありませんが、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者として2人、計4人がいなければなりません。

なお、ベット上における不在者投票については、不在者投票管理者の管理下で、立会人が実在することが必要ですので注意してください。

Q 病院の事務長は、不在者投票管理者若しくは職務代理者となれますか。

A 公職選挙法により、病院における不在者投票管理者又は職務代理者は、医師又は歯科医師に限られていますので、事務長が医師又は歯科医師でない限り、不在者投票管理者又は職務代理者にはなれません。

Q 立会人は途中で変更できますか。

A 立会人を途中で変更することはできますが、選挙人の投票中に変更することや不在者投票管理者の事務補助者と交互にその職務を変更することは適当ではありません。

Q 正規の手続に基づいて不在者投票をした者が、投票内容を変えたいので再度不在者投票をしたいといっていますが、どうすればよいですか。

A 正規に不在者投票が行われた場合は、再度投票することはできません。

Q 退院等の事情により、妙高市選挙管理委員会委員長から交付された投票用紙等と投票した人の数が異なります。不在者投票経費はいずれで算出するのですか。

A 実際に投票した人の数で算出してください。

Q 不在者投票がいわゆる無効となってしまうケースを教えてください。

A 外封筒に選挙人の署名がない不在者投票については、誰の不在者投票かわかりませんので、受理できず無効となります。

このほか、無効となるおそれがあるケースには次のものがあります。

- (1) 外封筒に投票した年月のみ記載し、日の記載のない投票
- (2) 外封筒に投票場所の記載が不十分な投票
- (3) 外封筒の封が破られている投票
- (4) 立会人氏名の記載がない投票
- (5) 立会人氏名をゴム印で記名した投票

Q 指定病院等における不在者投票に関して問題となった事例にはどんなものがありますか。

- A
- 1 選挙人の依頼がないのに、職員が善意のつもりで封筒の封をした事例。
  - 2 投票の意思がない人の分まで、まとめて請求した事例。
  - 3 代理投票の際、代理記載人が選挙人の指示どおり記載しなかった事例。
  - 4 投票用紙を紛失した事例。
  - 5 指定されていない施設で投票がなされた事例。

Q 不在者投票のできる施設として指定されている特別養護老人ホームが、老人短期入所事業（ショートステイ）も行っている場合、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できますか。

A 特別養護老人ホームとショートステイの管理者が同一人であり、かつ同じ建物内に併設されている限り、ショートステイに入所している人も同施設で不在者投票できます。

なお、この場合はショートステイ部分について指定を受ける必要はありません。

Q 上記の特別養護老人ホームが、認知症対応型共同生活援助事業（グループホーム）と老人デイサービス事業（デイサービスセンター）も行っている場合、グループホームに居住、デイサービスセンターに通所している人は同施設で不在者投票できますか。

A いずれも施設に入所している人ではないため、同施設で不在者投票はできません。

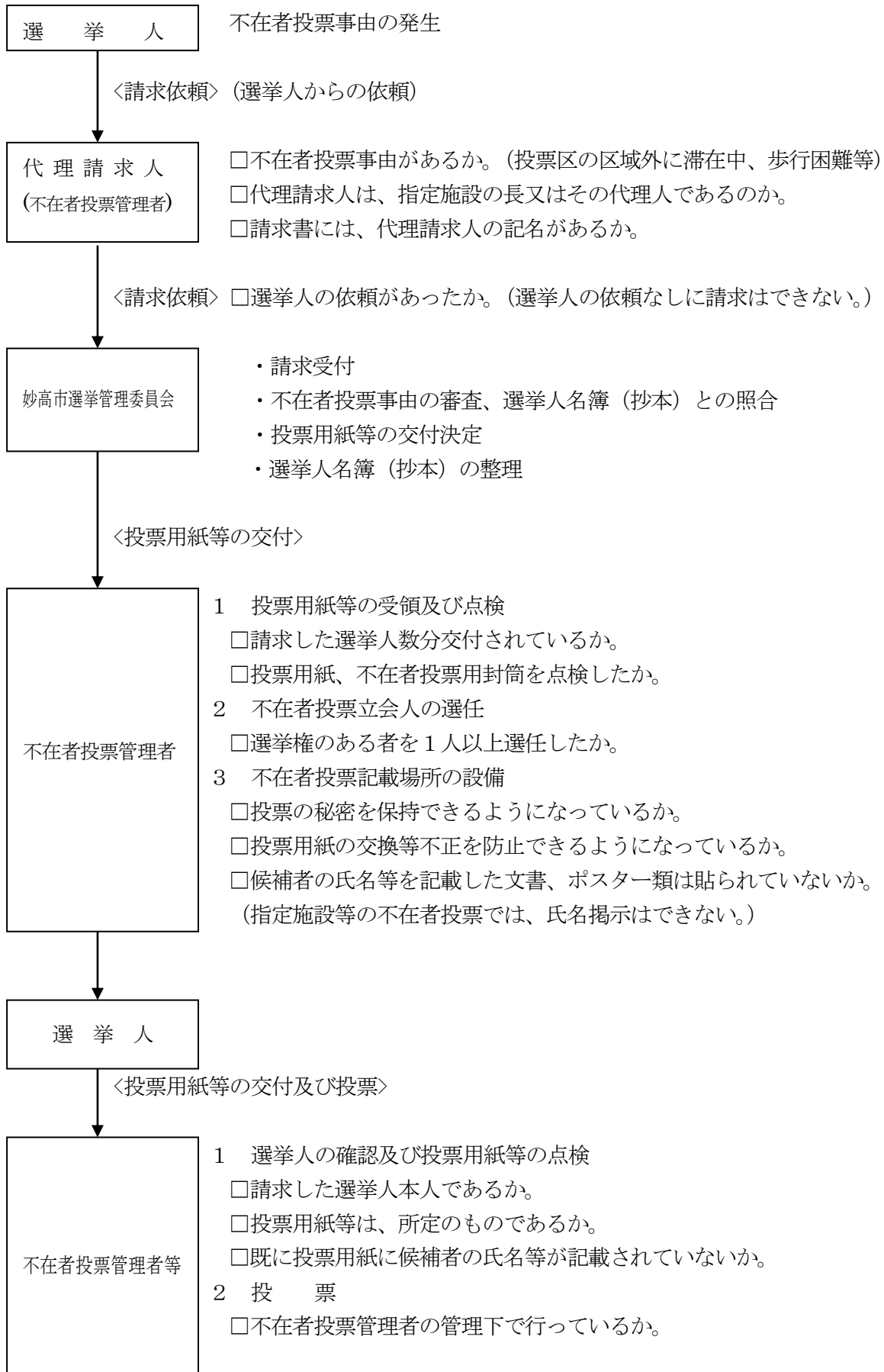
Q 無投票かどうか知る方法を教えてください。

A 無投票かどうかについては、告示日（7月14日）の立候補締切後、市のホームページに掲載します。



指定病院等における不在者投票のフロー等

I. 代理請求人の請求の場合



不在者投票管理者等

- 1人以上の投票立会人がいるか。
- 投票記載場所で記載させているか。
- 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
- 外封筒の表面に選挙人の署名があるのか。

(代理投票の場合)

(1) 選挙人の確認

- 代理投票できる選挙人であるか。(身体の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない者)

(2) 代理投票補助者の選任等

- 不在者投票立会人の意見を聞いて、代理投票補助者2人を事務従事者から定めたか。
- 不在者投票管理者、その事務補助者及び不在者投票立会人が代理投票補助者を兼ねていないか。(兼任はできない。)
- 代理投票補助者に対して、1人が投票に立ち会い、他の1人が代理記載をすることを説明したか。

(3) 代理投票

- 代理記載をする代理投票補助者(代理記載者)が、投票記載場所で選挙人が指示する候補者を記載し他の1人が立会っているか。
- 投票用紙に記載した候補者名選挙人に確認させたか。
- 記載後、内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れ封をさせたか。
- 外封筒の表面に選挙人の氏名を記載しているか。(代理記載者が記載をするが、氏名は選挙人の氏名である。)
- 選挙人の氏名欄以外に記載はないか。(仮投票でない限りは、氏名欄以外の記載はさせないこと。)

3 不在者投票管理者の記名等

- 投票のあった外封筒の裏面に、直ちに投票した年月日、投票場所を記載し、かつ記名をしたか。

4 不在者投票立会人の署名

- 同外封筒の裏面に、直ちに不在者投票立会人の署名をしたか。(本人以外の者の署名及びゴム印等の記名は不可。)

↓  
<送 致>

- 手順の終わった外封筒を他の適当な封筒に入れて封をしたか。
- 上記封筒の表面に投票が在中する旨を明記したか。
- 上記封筒の裏面に不在者投票管理者の記名をし、印を押したか。

妙高市選挙管理委員会

- ・不在者投票の受領
- ・選挙人の属する投票区(又は指定投票区)の投票管理者に送致)
- ・整理保管

## II. 選挙人本人請求の場合

